

宜野湾市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年6月5日

宜野湾市監査委員

宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員

呉 屋 等

1 監査の期間

令和2年4月13日から令和2年6月5日まで

2 監査の対象

指導部 ・ 学務課 ・ 指導課 ・ はごろも学習センター（青少年サポートセンター含む）
・ 幼稚園 ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 学校給食センター

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・ 令和元年度契約関係文書
- ・ 補助金関係文書
- ・ 備品等

4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような指摘事項があった。また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局に口頭指導したので記述を省略した。

【教育員会指導部】

○学務課

項 目	指 摘 事 項
大謝名小学校体育館・プール機械警備業務委託契約について	当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号別表第五の範囲内であるにもかかわらず同項第2号を適用している。適正な事務処理に努められたい。

○指導課

項 目	指 摘 事 項
令和元年度英検Jr.業務委託について	当該契約は、積算根拠が明確でないまま予定価格を設定している。市財務規則第97条第2項に則り適正な事務処理に努められたい。
指定研究推進事業補助金について	当該補助金の交付申請事務において、提出書類に不備が見受けられる。また、実績報告書に係る経費の領収書においても、日付及び宛名もれが複数見受けられる。市指定研究推進事業補助金交付要綱に則り適正な事務処理に努められたい。
宜野湾市学力向上推進協議会補助金について	当該補助金の交付申請で、領収書の日付及び宛名が空白のものが複数見受けられる。適正な事務処理に努められたい。

○指導課（幼稚園）

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○指導課（小学校）

項 目	指 摘 事 項
学校経営計画冊子印刷製本に係る契約について	起案文書において、文書審査及び公印承認を受けないまま公印を使用しているのが見受けられる。市立学校文書取扱規程に則った適正な事務処理に努められたい。

○指導課（中学校）

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○はごろも学習センター（青少年サポートセンター含む）

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○学校給食センター

項 目	指 摘 事 項
学校給食食品残渣回収処理業務委託及び排煙窓オペレーター部品取替修繕に係る契約について	起案文書において、公印承認受けないまま公印を使用しているもの、また公印使用の押印もれのあるものが見受けられる。市教育委員会公印規程及び市文書取扱規程に則った適正な事務処理に努められたい。
厨房系統送風機修繕契約について	当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号別表第五の範囲内であるにもかかわらず、同項第5号を適用している。適正な事務処理に努められたい。